ハリントンの立法思想研究

――その『立法の技術』を中心に――

倉島隆

目次

第一節　序論
第二節　ハリントンの立法思想――『立法の技術』の分析――
［第一項］あらゆる種類の統治の基礎及び統治の上部構造
〈1〉家族統治と国家統治との類推による統治原理及び性質の検討
〈2〉国家統治の異なった種類とともに、国家統治原理ないし均衡の考察
〈3〉イギリスの財産の均衡の変化
〈4〉財産の均衡ないし農地法の固定化

〈5〉統治の上部構造
〈6〉人間の知恵の原理に関する聖書からの証明の可能性
［第二項］古代イスラエル共和国及びユダヤ人の共和国の枠組み
〈1〉古代イスラエル共和国以前の共和国の存在
〈2〉聖書の証明なくして適合する、人間の知恵の原理に基づく統治及びその立法の技術
［第三項］イギリス国家の当時の財産の均衡ないし状態に適合された民主制統治モデル
〈1〉民主制統治モデルの概念的提案
第三節　結論

第一節　序論

われわれは、イギリス革命期（ないし内戦と空位期）に著作活動を行ったジェームズ・ハリントンに注目する。彼の政治思想は一般に、「古典的共和主義」ないし「市民的人文主義」（J・ポーコック）、或いは「ユートピア思想」（J・デーヴィス）の範疇に入るといわれる。これはまず、前者が古代の共和主義を範としつつ、当時の状況に至るまでを歴史的に分析するものである。従ってそれは、古代のギリシャ・ローマの共和制などに論及しつつ、当時の状態に適合した共和国憲法構想を提唱する。後者は、彼の主著の『オシアナ共和国』がその理想主義的国家を志向する思想傾向に焦点を合わせるものである。(1) われわれは、彼がその両方の思想範疇に属する部分を認める。しかし特に本稿は、前者における共和主義政治制度論に焦点を合わせる。ハリントンのそれは、市民の自由を支柱として、これを保障す

る制度を構築するものである。それは、最高度の概念が「平等にして秩序立った共和国」であり、かつその憲法モデルがこの制度を裏付けるものである。われわれは、それを政治的議会主権［立法部と執行部を含む］主義、両院制議会の機能［提案・討議と決議］の分離主義、成文憲法的立憲主義として特徴づけた。[2]

さてわれわれは、本稿でハリントンの立法思想について彼の後期の著作を素材として検討しようとする。というのはわれわれは、彼の立法制度思想について日本において必ずしも徹底的に論じられていない傾向があるが故に、政治制度思想論の立場から、それを概括する必要に迫られるからである。例えば、その内容を論じる彼の『立法の技術』について、最も詳細にして的確に論じているのは、周知のJ・ポーコックである。彼はそれを主著以外の著作において「最も野心的なもの」[3]にして「ハリントンの理論の方法論的抄録でもある」[4]と評する。もう一人のハリントンの『立法の技術』を評価するものは、D・ウートンである。彼はこの著作がその主著に次ぐ「第二の主要著作」として位置付ける。これは、その二二頁にわたるハリントンのテキスト［『立法の技術』］を自らが編集する一七世紀の思想著述選集に収録している。[5]こうしたハリントンの制度論に関するものは、しばしば引用されるけれども、まとまった形で論じられたわけではない。従ってわれわれは、それを全体的に総括しようと試みることとなる。

（1）例えば、拙稿「ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片」（『政経研究』第五〇巻第一号、二〇一三年六月）などを参照されたい。

（2）拙稿前掲。

（3）J.G.A.Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992, p.x, etc.

（4）J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, p.104.

(5)　D.Wootton, ed., *Divine Right and Democracy: An Anthology of Political Writing in Stuart England*, 1986, pp.395-417.

第二節　ハリントンの立法思想——『立法の技術』の分析——

ハリントンの『立法の技術』［以下、『立法』と略記］は、一六五九年という自らがその共和主義運動に最も積極的であった時代に出版された。この背景にはそのパトロン的立場にある、ヘンリー・ネヴィルとともに、彼の共和国憲法によって衰えつつある共和主義を懸命に継続しようとしていたハリントンの姿が想定し得る。それは、この期間の後半に「ロータ」クラブを通じて自らの構想の実現を図ろうとしていた。従ってわれわれは、彼がそうした背景の下でこの構想をより一層整理し、かつその明確性を前面に出す必要に迫られていたと想定することは可能である。[1]

われわれは、彼の『立法』が自らの政治的議会主権［立法部と執行部を含む］主義という、制度の支柱をより明確に整理し、かつより広範な視野からそれを論理立てるものとみなす。われわれは、立法についてハリントンの主著では、その立法機関としての両院制、その憲法の創設者としての立法者の存在、［執行部権力の抑制］さらには法の支配原理などが想起させられる。われわれは、彼自らその著書が、その批判に対して自らの理論の長所を説明しようとする必要にも迫られ、自らがこの著作を世に訴えたと想定する。われわれは、その全三巻に沿ってこの著作を総括しようとすることとなる。[2] この『立法』は、上記の如くその主著を除き、彼の『民主制統治の特権』（一六五七）とともに他の小論文と比較してその規模において最も大きい特徴を示す。その第三巻の表題は、「前の記述に従い、聖書で確認され、かつイギリスで現在［当時］の財産の均衡ないし財産状態に従って、実行可能的に提案された、民主制統

治」と示される。これとともに以下の二つの巻は、それぞれ、「あらゆる種類の統治原理の基礎及び統治の上部構造を示す」、「古代イスラエル共和国及びユダヤ人の共和国の枠組みを示す」と題される。それぞれの巻は、長さにおいて異なるが、内容においてハリントンの主著におけるものに主に基づき、かつその主要な内容にかかわる。(3)

この『立法』の表題と内容の関連性について、多様なものを含むがゆえにこの表題がその内容と十分に一致するか否かには、問題も残る。というのは彼は、立法の技術を、最高の法ないし国民に安全を与えることを意味づけるからである。とはいえそれは、立法の技術をはじめとしてより広範な内容を含むという視野から理解すれば、納得できるものである。われわれは、この著作の順序に沿って概括することとする。

［第一項］あらゆる種類の統治の基礎及び統治の上部構造

ハリントンはまず、その第一巻の序文において家族統治原理との関連で国家統治原理ないしその性質を考察しようとする。それには、「家族統治原理ないし性質を考察する」という題名が付けられた。われわれは、それをよりこの内容に即して言い換え、以下のものとした。(4)

〈1〉家族統治と国家統治との類推による統治原理及び性質の検討

彼はこの第一項において、それを次の七項目にわたって論及する。この序文は、その著作全体のうちで『立法の技術』の序論的位置を占めるものである。彼は、その冒頭で「聖職者達と君主制の熱心な主張者達は、父権から或いは家族統治から自分達の発達を得た」と説き起こす。ここではハリントンが自らの共和制の主張と君主制との対比で論

じる意図を表明するものである。これは、最初に君主制の主張者の論点から言及し始める。それには「二種類からなり得る」、彼らが一つにのみ注目しただけと批判する。その理由としてハリントンは、自らの共和制統治を民主制とも言い換え、これと対比し、君主制統治とあわせて二つがあると措定するからである。(5)

〔1〕 君主制的家族

ハリントンはまず、そのうちの君主制の統治から示す。「一年程度で一〇〇〇ポンドの収入を得る人の例」をとり上げる。こうした人は、通常女性と結婚し、かつ子供をもうける。彼は、自らの善意で、かつ使用人達の生計のために「自らの財産配分において自らに依存する使用人」をもつこととなる。ハリントンは、この財産の費消ないし消滅のことを想定させる。この場合に彼は「どこにその家族の君主制が存在するのか」と問わせる。ただしその主人が自らの財産によるのみで君主制的であったとすれば、「この主人の絶対支配の基礎ないし均衡が年に一〇〇〇ポンドとなった」だろうという。(6)

〔2〕 民主制的家族

ハリントンは、明らかにこうした諸原理から当然に「民主制〔多数者統治と法による統治〕的家族もあり得る」という。かくして一年程度で「各々が三〇〇ポンド程度の収入を得る六人ないし一〇人」が一家族としてともに暮らすことに合意することについて、こうしたいかなる者が「同じものの支配者にして主人と言い得るのか」、或いは残りのものの「全ての財産を扱う」と主張し得るのかと問わせる。そうでなければ、彼らは、同等に服しめる同意に導く

「憲法条項（orders）にともに合意しないのか」と問い質し、かつ進める。そうであると想定させることによって、確かにこの「家族統治は、法（laws）ないし憲法条項の統治」に相違なく、かつ一人ないしそうした人々のうちの「三人ないし四人の統治でないことに」違いなかろうという。(7)即ち、それは君主制や寡頭制ではないことを含意する。

（3）法の統治と人の統治

続いてハリントンは、自らの主要な統治原理をここでも措定する。君主制的家族の一人物が法を与えることによって、かつ「民主制的家族の多数者がもはや何もせぬ」ということによって、この意味で法全てによって形成されると冷淡に言い得ると説かれる。しかし「法が一人物によって形成されるところで、それは一人物によって形成されえぬ」という。従ってそれは、人による統治であって「法による統治」ではないという。ハリントンによれば、「法は多数者による以外に形成されれぬ」がゆえに、いかなる別な人によっても統治されれぬ。しかし法は、共通益で統治され、かつこの手段によって「法の統治に達し」、かつ人の統治とならぬというものである。(8)

（4）真の統治状態にある家族

さらにこの著作によれば、言われたことが全ての種類と全ての遂行能力を否定し得ぬとするならば、次のような是非についてそれは、「君主や議会（parliaments）に最も慎ましく付託される」。即ち、彼らは、暴力なくして或いは財産の移動なくして、君主制的家族から民主制的家族を形成し得るか、或いは後者から前者を形成し得るか否か、或いはそれが財産における均衡ないし基礎の如きものに関して国家で実際的であり得るのか、或いは可能であるか否かに

ついてであるという。彼によれば、この事例では一家族が「小社会ないし小国家でしかないし、国家がより大きな社会ないし大きな家族でしかない」と断定する。(9)

〔5〕 主権的君主と最高統治官との相違

引き続きハリントンは、君主制的なものの家族と民主制的なものの家族による対比論を展開する。彼はここでは、一人の最高統治官と主権的君主事項として例示しようと試みる。この残りの者の財産を全て扱うという点に通常応えられることは、かくして「一家を形成するのに合意した六人ないし一〇人が、ある執事〔管理人〕をもたねばならぬ」ことであり、かつ一国でこうした「執事を配置することは、国王をつくること」であるという。とはいえこれは、「一家の執事が大家族(後者)の主人達に応え得ぬ、或いはその彼がこの費用全体を支払う、その財産所有者達に応え得ぬということに決定することである」。さもなければ、この執事の役割は、所有に達し得ぬが、「統治官職、及び実のところ共和国における毎年の統治官職の真なる性質にのみならねばならなかろう」が故である。実のところ、通常、こうした説明は、年末前に算定され、かつ身体においても財産においても執事は、同じもののために、財産所有者達ないし主人達に応えうるのである。こうした所有者達ないし主人達も適切なように思えるそれらについて言えば、こうした他の執事を構成する確かな権利ないし同じものの任務を延長する確かな権利をもつと説かれる。(10)

〔6〕 立法の技術の必要性

ハリントンは、ここにおいてこの著作の本題である「立法の技術」概念を登場させる。さて「国家が統治の混乱へ

と見えぬ摂理方法によって形成されるところで、国民によって特に選出される人々の責務は、…最高の法或いは（真の立法の技術からなる）国民に安全が満たされることを尊重するのではなく、それを与えることである」という。ここにおいてその「立法の技術」という表題の概念は、こうした最高の法或いは国民の安全を与えることにかかわるものとして措定することとなった[11]。

〔7〕二つの立法の技術の種類

最後に彼は、その立法の技術を二種類に分ける。その一つは、偽りにして真でない種類の立法の技術である。第二は、真なる立法の技術である。その前者は性質上、逆である暴力を必要とし、統治に関する恣意的上部構造へと均衡を変化させることである。後者は必要な統治の上部構造を構築することからなる。即ち、彼によれば、それは「均衡ないし基礎と一致し得るようなものであり、純粋に自然的であり、力の挿入全てが除かれる必要がある[12]」ことからなる。これは、力は正義を生まぬという当時の格言に基づくものである。

〈2〉国家統治の異なった種類とともに、国家統治原理ないし均衡の考察

ハリントンの『立法』の第一巻の第一章は、「同じものの異なった種類とともに、国家統治の諸原理ないし均衡を考察する」という表題が付けられる。われわれは、以下の如く凡そそのままの表現を示す[13]。

（1）財産の起源

ハリントンは、『詩編』の「人の子達に大地を与えた」、及び『創世記』の「汝には苦労に対し万物を与える」という神の言葉によって、自らの財産権を正しきものであることを是認しようとする。こうした神による人への贈与は、それを人間の勤勉のためのある種の交換となる。それは、彼によって神の購入のように思えたからであると理解される。彼によれば、力ずくであれ心身の他の方法であれ、この異なった勤勉の種類と成功から所有権ないし財産の自然的衡平を引き出し、かつこの財産の法的樹立ないし配分（それが多かれ少なかれ立法の技術の自然的衡平にアプローチするならば）を引き出すと説かれる。[14]

（2）支配の均衡は、財産からなる

ハリントンは、それを考慮することによって自らの経済的土台との関連で上部構造を構成しようと努める。彼は、支配の均衡が財産からなると考える。その著作によれば、財産の配分は、それが統治の性質ないし生産に係わる限り、同じものの過剰均衡にあるという。彼の農地法原理に従ってそれは、ちょうど一年に「二〇〇〇ポンドの収入を得る（即ち、年五〇〇ポンドしか享受し得ぬ人よりも三倍［ママ］ほど多い収入を得る）人が従者達をもち得、かつその結果として力をもち得る如くである」と説かれる。小領域で同様な効果をもち得るし、このお金のことを話すのではなく、それはまず、国家において変化されるように構成されたり、無感覚に変化されるようになった如く、土地財産（この過剰均衡）である主要なものを主張することは、「三種類（即ち、一人・少数・多数）」から特になり得るという。[15]

〔3〕 絶対君主制の生成

かくしてこの著作によれば、経済的土台に基づきつつ、上部構造事項へと移る。まずそれは、絶対君主制からその起源を辿る。民衆全体に抗する一人の土地の過剰均衡（一対三程度の割合で）は、「ヨセフがファラオのためにエジプト人達の土地全てを買い取っていた時の如く、絶対君主制をつくった」という。ハリントンは、隷従全体が可能である一つの国民の立憲制及び同様な事例は、「パンのためにわれわれをかつわれわれの土地を［われわれの食料と交換で］買ってくれ、そうすれば、われわれにとってわれわれの土地はファラオの使用人となりかつ彼らのものとなろう」（『創世記』47:19）とされる。[16] これは、彼が否定する統治である。

〔4〕 規制君主制の生成

この著作によれば、民衆全体に抗する少数者全体で同じ比率における土地の過剰均衡は、貴族制、或いはイギリスの最近の規制君主制をつくるという。ハリントンはすぐにこれに続き、サムエルがイスラエルの民に言う如く、「彼らは国王をもつとき、国王は汝らの畑、その最もよい畑でさえもとりかつ民に自らの役人を与えよう」（『サムエル記［上］』8:14）というものである。この事例及び類似な諸事例における民の立憲制は「従属全体も自由全体も遂行し得ぬ」（タキトゥス『歴史』1:16）。ハリントンは、貴族制と君主制の混合政体を規制君主制とみなし、自らの主著と若干の差異を示す。[17]

(5) 民主制統治の生成

この論者によれば、民主制において民衆の同比率に対する土地の過剰均衡（或いは一人でも少数でも民衆全体に対して過剰均衡とせぬところで）は、「抽選によるイスラエルの民全体にカナンの土地の分割における如く民主制統治」をつくるという。ここでハリントンが使う民主制統治概念は、民衆のためのものといった、きわめて広義のものを含む。これと類似な事例の民の立憲制は、自由全体を可能にする、否他のいかなる解決もし得るとは限らぬ。確かに、こうした国家で君主ないし一人の人物が顧問団の腐敗ないし先見のなさを通じてそれを実行するならば、彼はなお自然が抵抗し得ぬ力を通じて、或いはモーセによって申し立てられた理由（「私はこの民全てのみを支えることなどできぬ。というのは私は、それがあまりにも重すぎるからである」）を通じてそれを実行し得ぬが、その深い水面から彼らに叫ぶであろう（その彼らをモーセは、その苦境に陥らせていた）。かくしてハリントンは、ネヴィルらと同様に聖書における統治を民主制的に解釈するが、必ずしも民衆全てのみのためによる統治を選好するわけではない。[18]

(6) 民兵（ないし軍隊）と拒否権

続いてわれわれは、イギリスの共和主義者に共通な民兵主義観をもつハリントンによる民兵（ないし軍隊）とその拒否権事項へと移ることとなる。この著作によれば、統治との均衡がどこであれ、「自然的に同じものの政府の民兵が存在する。その民兵が存在するところで一人物（或いは支配者）ないしそうした支配者達に抗するいかなる拒否権も存在しない」という。もし君主がオスマントルコにおける如く、過剰均衡を保つならば、イェニチェリ（常備歩兵）や在郷騎士の如き、民兵はその君主下にあることとなると説かれる。貴族が過剰均衡を保てば、イギリス人の間での

貴族(バロンズ)戦争ないし内戦、及びヨークやランカスターとの薔薇戦争で見られた如く、民兵は貴族下にあることとなろう。もし「民がイスラエルで過剰均衡となれば、まず四〇〇人に命令が下り、次にベニヤミンに抗する戦争を行う如く、民に」(均衡がある)あろうという。それが問い得るところで、この民会に拒否権をもち、どんな権力が存在するのかと問い質す。そこに解決策がないところでは、或いは統治が不自然であるところで、その権力は二つの原因(均衡における不完全化、さもなければ、統治がその均衡と逆に設定されることによって立法者達のそうした腐敗のいずれか)から生じるという(19)。

〔7〕不完全な統治

ハリントンは次に、不完全な統治事項について一瞥する。彼によれば、ローマやフィレンツェの民の不完全統治、及びヘブライ王やローマ皇帝の統治の[各々は過剰に流血的或いは少なくとも混乱する]如く、均衡の不完全(即ち、それが不適切でも重荷でもなく)をもたらすという(20)。

〔8〕僭主制、寡頭制、アナーキー

この著作によれば、アテナイのペイシストラトスの統治の如く、その均衡に抗する一人統治は、僭主制であるという。ローマの一〇人統治の如く、その均衡に抗する少数統治は、寡頭制である。ナポリのマサニエロ下の統治の如く、多数者による不均衡統治は、アナーキーであると解釈する(21)。

〈9〉統治の神授権

ハリントンは旧約聖書期に関してはキリスト教的民主制（民のための統治を含む）解釈を採用している。しかしながら彼は、そのキリスト教的解釈によって、均衡事項において旧約聖書における神権政治も認めることになる。彼によれば、人間の摂理による予期せぬ原因を通じて、その均衡が全体的に変えられるようになるところで、神の摂理に帰されるのは一層直接的であるという。神は、必要な原因を望み得ぬ。しかし必要な効果ないし結果を望まねばならぬが、その均衡の必要な方向がどんな統治であろうとも、同じものは神権をもつと説かれる。ゆえに神が古代のイスラエル人達についてであるが、「彼らは、王を設定したが、私によるのではなく、彼らが君主を形成したのであり、私はそれを知らなかった」（『ホセア書』8:4）として聖書に依拠する。しかし彼が言う如く、アッシリア帝国に隣接する諸小国に、「さて私は、私の僕のバビロン王の手に全てのこれらの土地を与えた。バビロン王に仕えよ、そうして生きよ」（『エレミヤ書』27:6 and 7）としてその例外も認めることとなる。[22]

〈3〉イギリスの財産の均衡の変化

ハリントンは、その著作の第一巻第二章を、自国の財産の均衡の変化としてテーマに選んでいる。まずその冒頭で「ヘンリー七世までのイギリス貴族と聖職者が保有する土地が四対一以下の状態にある、市民の土地保有を過剰均衡にしたとはみなし得ぬ」と説き起こす。そしてこの変化の原因を彼は、論及し始める。かくしてハリントンは、ここでもその土地の均衡問題について自らの経済的土台事項に沿って論じることを宣する。彼は自らの時代に聖職者が破壊されたが故に、市民の土地保有は「貴族のそれに対して少なくとも一〇対九の割合で過剰均衡」であるという現状

認識を示す[23]。

ヘンリー七世は、自らの権原において欠点があることを認識するが、自ら権力と活力が貴族によってもたらされたことに気づく。貴族達は、地方の生活を導いたし、彼らの家々はその家臣達に開かれたという。人々は軍務や指導力の経験を積んだ。彼らのもてなしは、少数の武装貴族に従わざるを得ず、彼らの土地保有権ないし従属に対しては彼らの家臣の喜びであった。ゆえにこれは、彼らが国家の民兵であることによって、不満をもった少数貴族はとにかく、大きな軍隊を徴用し得よう。貴族（バロンズ）戦争やヨーク家とランカスター家との戦争でも、その効果は、多様な君主にはよく知られていたという。この状態は、ヘンリー七世が厄介な時代で自らの利を得させ、かつ家臣の度々の容赦なさを可能にさせることにあった。他方この国王は、反乱を抑えるという口実下で、その家臣達との絆を切断する如き、法の可決を得た。そうすることによって貴族は、自らの将校達を全面的に失ったのである[24]。

次に民衆のその貴族への従属は、厳格な絆ないし性質をもつ。しかしヘンリー七世は、自らが公平な口実について住民法［土地への人々の居住化］（statute of population）でさえ、その得た法によっても、この絆や性質を緩める手段とみなしたという。ハリントンはここでそれをF・ベーコンによる記述を使いつつ、以下のように提示する[25]。「農場は、家々が保たれることによって、家々の各々が必然的に住居人を強いる基準［土地への人々の居住化］へともたらせる程の状態にあった。それぞれの家々に置かれた土地比率は、そうした居住者を乞食にも農業労働者にもさせなかった。しかしこうした人は、使用人を保ち得たし、耕作を継続させた。この手段によってこの国家の土地の大部分は実際上、ヨーマンリーや中間的な人々の保有へと譲渡されるようになった[26]」。

この『立法』によれば、こうした彼らはかくすること［そうした諸法に］によって信じられぬくらいに進展させら

れ、かつ民兵の主要部分を構成した。この民兵の主要部は以来、彼らの広がりによって抑えられぬ、より下層木の如く大いに成長し始めたという。しかしその以前の法によって彼らの任務を失っていた貴族は、これによって兵を失った。しかし同じ君主が「譲渡法［statutes of alienations］の導入をもたらすことによって、こうしたものも緩和されるようになるまで、財産［estates］」を彼らに残した。貴族は、自らの馬車が削減されるところで、その地方の生活に（こうして示された理由で）耐えられなかったが、徐々に官吏となった（そこでは譲渡法によって大いなる豪奢が彼らの財産を彼らをしてむしり取り始めた）という。(27)

こうしたロンドンという中心都市の後の増大、及びそこの一般市民が上昇し、かつ貴族の均衡の低下は、貴族と聖職者の衰退から引き出すこととなる。その継続的国王の治世に、大修道院が破壊された。しかしそれは、民衆を矮小化したにすぎぬ側面もあるという。ハリントンは、自らの［君主の］特定の観察にこれらの効果をこれまで帰さなかった。しかし彼は、いつもエリザベス女王とその評議会の知恵の支配にこの意味を帰したし、帰すのである。イギリスの君主制の崩壊が上記の原因を通じて、ウートン卿によってヘンリー七世にしばしば帰されてきた。その伝統は、女王の評議会から伝わったことと異ならないのである。しかし物事の意味をもつことと、その正しい意味の使用をなすことには相違がある。「プルタルコスによるアギスとグラックスの生涯を人に読んでもらおう。そこには如何なるスパルタとローマの均衡の明瞭な例示もあり得ぬ」という。しかしプルタルコスの「『倫理論集』における彼の統治論を読んでみよう」。そうすれば、彼は、そうしたもののいかなることの使用もしていないことが分かるのであろう。(28)

この『立法』は、誰が次のようなところでW・ローリー卿よりもこの点で、より明瞭であったのかと問う。即ち、エジプト国王が選出ではなく、世襲であったことを証明するために、ローリー卿は、エジプト国王が選出によったと

すれば、「ファラオの子供達は、全てのエジプトの地主としての国王、及びそれらの保有者としての国王自身よりも強力であったに相違ない」と主張するところで。しかしこのローリー卿が統治を話すようになるとき、彼は、そうした原理を尊重せず、それを想起もしないのである。(29)

いずれにせよ、ハリントンは、民衆が上昇し、かつ貴族などとの均衡の低下を通じて、上部構造改革が必要とみなす。それは、経験や性質においてそのように見出されないわけでないという。イングランドの民衆［市民］は、その上部構造の崩壊が貴族と聖職者に言及されたが故に、エリザベス女王の治世における利益に立脚される以上になった。さらにそれは実のところ、よく基礎づけられた、或いは耐久性のある君主制に立脚される以上になったともいえるという。そのことは、次のような彼女の評議会によって賢明に認識されるが、時間的に限定された如きである。即ち、彼女の議会は、もし彼女が統治の真実が正しく理解されるならば、君主制の主権権力行使よりもむしろ共和制の主権行使に彼女を置いたように思えると。確かにこの女王は、自らの貴族の支持を得ようとはしなかった。君主達が同様な秩序を確立した如く、自らの高位貴族と均衡を図り、かつ当時では考えられぬ彼らの権力について十分に熟慮もしなかった。しかし彼女は、民衆をうまく扱い、かつ称えることによって（彼女がきわめて完全にもった技術のように）全体的に支配していた。様々な彼女の統治について言えば、限定付きであるが、知識に限定する限り人間性の遂行能力にある十分な成功のうちに、この国家を置いたとハリントンによってみなされる。(30)

この女王を次のようなジェームズ一世が継承した。彼は、この点（それにもかかわらず彼は、自らの継承者達の悲しい事態をほとんど予言しないかの如くにみなしたことである）を同様に尊重せず、かつ彼による新爵位の設置［彼は多くつくった］も従来の爵位も以下のところであの恐怖に抗しては彼をして利用させせなかったのである。即ち、そこにおい

て彼は、当時、深い配慮によるよりも勝手にたんなる民会としての議会陣営に立つことが分かった。そしてこれは、丘を転げ落ちる如く統治の民主制へと突き進んだと、心にとめるに足る権利の請願の（悪意でなく）自然的性質をもつのに十分な証拠である。[31]

例えば、宮廷が全て表情豊かにして、その過程を正視のみするといった忍耐全ては、そうしたジェームズのような君主には、当時失われてしまったという。名目でしかない君主制の崩壊には人々を戦わすべき、そうした利点を感じさせる君主しか残らなかったと断じられる。いずれにせよハリントンによれば、経済的均衡に注意が払われなければ、いかなる有効な任務も果たせぬという。イギリスで当時そうした均衡がある如く、財産の均衡に配慮されるならば、それは、民主制統治であり、かつ民主制統治に自然的な上部構造と同じ解決に必要なのである。民主制統治に自然的な上部構造は、政治的建築における最高度な技能ないし技術同然なものを必要とする。その特定なものの全体は、イギリスの市民の安全が政治的建築における技能ないし十全性に当時明瞭に向けられるという。『立法』によれば、こうした目的が到達し得ることについてそうした適切な手段の形成における機能もなければ、共和国の適切な目的全てに熱中される誠実な人々がいるだけでは十分ではなかろう。それは、真の説明には悲しきことである。それは、あらゆる経験にあり、かつ多数者がそこで能力ももたぬが故に、全ての政治家の判断によるという。自らが国家の安全の懸念を想定することを伝えぬ最も卑しい市民は、神とその国に抗する凶悪犯罪をおかす。しかしこの喪失で支援を提供した人が非難されるとしても、崩壊されることがなければ、うまく逃れた後［当時の］の時代の性格は、こうしたものであるという。[32] 従ってハリントンは、市民の成長ということについて、先見的洞察力をもった政治家による説得力が重要であることを説くこととなる。ゆえに彼は、適切な法制度と適切な政治家の必要性を説くようになる。

ハリントンは、この項［章］の最後で次のように進めると方向づける。即ち、「一国［state］の財産の均衡ないし財産状態は、効率的な統治の大義である。その均衡が固定されなければ、その統治（今しがたの話によって明らかにされる如く）は、一定せずに或いは浮かんでいるままに違いなく、次に統治の形成過程は第一に、均衡の固定によって存在するに違いなく、次にその性質に関してこうした上部構造を構築することによって必要となろう」。これは、ハリントンがこの項と次の項との連関を明らかに伝えるものである。(33)

〈4〉財産の均衡ないし農地法の固定化

本項は、『オシアナ共和国』の第一基本法である農地法にかかわるものである。その冒頭では「財産の固定化は、法による以外に規定されるべきでない。こうした規定が形成されることは、一般に農地法と呼ばれる」と説き始める。ここではそれは、きわめて短い章建てとなっており、主著の原理を確認することとなる。次にこれは、「多様な財産の均衡を通じて統治は、多様な或いは逆な性質（即ち、君主制であれ民主制であれ）をもつように、こうした法」にも言えるという。君主制は少なくとも、かくすることによって、名誉に随伴される限り、それが膨大であれ大きいものであれ、財産基準に関してかつそれが中断ないし縮小を禁じる農地法基準を必要とすると説かれる。しかし民主制統治は、その基準が適度である必要があり、かつ農地法によってその蓄積を禁じる必要があるという。歳入上、「イギリスを超えぬ領土で、その均衡が三〇〇〇人よりも多くの人にあれば、それは君主制から移行しつつあり、かつその均衡が五〇〇〇人以下であれば」、それは、共和制から移行しつつあることとなると述べる。(34) ハリントンは、ここにおいて君主制と共和制の財産比率的基準を示す。

〈5〉統治の上部構造

この項において、われわれは、その『立法』における統治の上部構造を示す章建てを扱う。これは、われわれの政治制度論の基本構造にかかわるものであり、われわれにとって最も中心的対象となる要素を構成し得る。われわれはまず、ハリントンが絶対君主制から始めるものから論及する。

〔1〕絶対君主制の上部構造

イギリスの共和主義者であるネヴィルと同じく、ハリントンも絶対君主制の典型としてオスマントルコ帝国をみなす傾向をもつ。ここでもそうした事例から開始する。「あらゆる絶対君主（より特定的には東方諸国）の政策ないし上部構造がオスマントルコ統治に含まれるばかりでなく、トルコ統治で進化されるということは、これ以上比較する証拠の必要がないということである」という。この著作によれば、こうした仕事が小範囲にないが故に、今度は「絶対君主ないし大規模地域の唯一の地主に自然的であるような上部構造」が次のような建物の三層構成を必要とするとして、その枠組みを設定する。㉟

その第一層は、彼の「直領地（demesnes）」を別にして取って置くもの以外のものは、生涯にわたって或いは随意で（それ以外でなく）、騎兵の宿営地ないし兵士の農地に分割される必要があるということで足りるという。これは農地法にかかわる事項である。それは、「一年に一〇〇ポンドの収入を得る土地が保有される」者にかかわる。こうした各不動産保有者は、その人の土地保有権を条件に、その人の奉仕義務で命じられるほど頻繁に、かつ命じられる限り個人的に、かつその人の固有の費用で自らの主権的主人に仕えることが義務付けられるという。㊱これは、オスマント

ルコ人の間では「在郷騎士」と呼ばれるものである。

この建物の「第二層」は、次のことを要する。即ち、こうした騎兵の宿営地ないし兵士の土地が特有な属州の近くにある区域（precincts）ないし区画に分けられる。各属州は、自らの皇帝の随意でかつその好意で或いは三年間のみで同じものの一人の知事ないし司令官をもつ。それは、トルコ人の間では「軍政官」というものである。(37)

引き続きその建物の「第三層」は、次のような傭兵がいなければならぬ。即ち、彼らが彼らの武装し或いは額を集め密談したり、或いは相互に手紙ないし秘密情報を交換せぬように分割される属州の知事を保つことよって、君主の身体護衛のための騎兵と歩兵の両方からなる。例えば、傭兵は、既に他の利益を得たものから構成されるべきでなく、彼らがその君主と帝国と別な母国ないし土着の国をもつことを知らぬように、彼らの子供時代から教育された人々から構成されなければならぬ。トルコ人の間ではこうした者は、「イェニチェリ」と呼ばれた常備歩兵と「スパイヒー」と呼ばれた騎兵である。例えば、属州知事であった者のような人々からなる枢密院が提供された君主は冠石であるという。トルコ人の間では、この「枢密院（評議会）は閣議（divan）」と呼ばれ、君主は皇帝と呼ばれる。(38)

〔2〕規制君主制の上部構造

次にハリントンは、自らの規制君主制の上部構造にその論述を移行させる。彼によれば、規制君主制ないし君主統治（その貴族ないし貴族と聖職者のうちの三〇〇人ないし四〇〇人がその領土の四分の三を保有する）に固有な上部構造は、その均衡への君主の影響力によってか或いは法［法制度］［orders］によってかのいずれかでなければならぬ。(39)

この統治政体においてより安全な統治方法は、法［法制度］［orders］による。ここに適切な法［法制度］［orders］

は、特に次のようなものからなる。即ち、以前のイギリスのように、聖職者も認める貴族からなる世襲の元老院［上院］及び彼らの下位の使用人、或いは例えば、土地保有権によってかつ生活について貴族に直接的に従属する者からなる代議院から構成される。(40)

(3) 共和制の上部構造

ようやくわれわれは、ハリントンが主に構想する共和国の政治制度論の中枢部分に達している。この著作によれば、庶民［市民］が一人のないし少数者に過剰均衡にされぬところで、庶民［市民］は例えば、その顧問官達としての元老院［上院］からなり、或いは彼ら自身ないし主権的貴族としての彼らの代表者達、及びその庶民によって形成された法の配分者にして執行者としての庶民に応え得る統治官からなるもののみによるものであり、その他の統治の上部構造ないし正しくして静穏な解決を遂行し得ぬ。かくしてそれがよく秩序づけられようが悪しく秩序づけられようが、共和国と正しく呼び得る如何なる統治にも絶対的な必要性をもつ。とはいえハリントンが主張する「よく秩序づけられた共和国」の定義は、それが「提案する元老院［上院］、決議する代議院［下院］、及び執行する統治官部からなる統治政体」であると確認される。(41)

ハリントンはここで、統治官部と立法部の類型について注釈を述べる。ここでの「統治官部は適切な類型」であるという。彼によれば、立法部類型として提案する代議院もあれば、決議する民会もあることを付け加え、適切な執行部もあれば、不適切な立法部もあることを確認する。(42)

彼は、次の重要な上部構造の要素に移る。即ち、それは、彼の両院制論にかかわる。まずその両院のうちの上院か

ら彼は、措定する。元老院は、世襲制からなり得、それ自体によって［即ち、選出による］終身にわたる選挙ないし同じものの統治官［達］によって終身の選挙によるものである。それは、ローマの元老院が貴族制からなり、そこにまず執政官によって、かつ次に監察官によって選出可能であるものもある。スパルタの元老院の如く、終身で民会による選出元老院議員から構成し得るものもある。ヴェネツィアの元老院の如く、再選の休止ないし延期期間なくしての任期期間で民会（大評議会）によって選出可能な元老院から構成し得、或いは別な相違について抽選で選出されたアテナイの元老院の如く、再選の延期期間によって民会により選出可能な元老院議員達から構成するものもある。(43)

引き続きハリントンは、その統治の上部構造論を下院に移行させる。民会は、ヴェネツィアの大評議会、或いは古代イスラエルの如く、代表民会の如く民衆全体からなるものもある。再度、国民代表は、元老院として不適切と呼ばれる、オランダの特定の諸都市及び独立国の如く、終身であり得、或いは公職輪番制、即ち、古代イスラエルの元老院や当時のイギリス代表としての変化や方向によるものもある。それもローマの部族の「優先投票権［prerogative］や「jure vocatae」と呼ばれた抽選」によるものもある。(44)

共和国の統治官、そしてそれらのあらゆる種類について語ることは、終わりなき言説を開始することとなろう。従ってハリントンは、「最高統治官」に属するものに限定して措定する。その最高統治官は、一人ないしそれ以上であり得る。それは終身制・任期制・或いは休暇制であり得る。ヴェネツィアのそれは、終身制で市民の選出により、二人の国王方式をとるスパルタは世襲制を採用する。アテナイの九人君主ないし執政官［アルコン］は民会の毎年の選出による。軍事部と市民［文民］部の両方の機能をもつ、ローマの執政官は、毎年の選出により、二人からなる。従って彼らは、その事態に適合すべく、一人ないしそれ以上で、終身制ないし任期制、及び休暇制のいずれかであり

得ると措定される。(45)

ハリントンの理想的共和国制度は、「平等な公職輪番制が基本法」となる。彼によれば、その制度が完全であるとすれば、任期制と休暇制とによって統治官職に対する市民全体による平等選挙及びそうした全体の継承となる。平等な選挙はアテナイの如く、抽選により得ると説かれる。この平等選挙は、スパルタの如く選挙により、或いはヴェネツィアの如く投票により、他の全てよりもヴェネツィア方式が最も平等であると主張される。つまり彼によれば、「ヴェネツィア方式が抽選からなり、投票権、及び投票方法［秘密投票式］の権利、或いは決議権［即ち、指名委員会が抽選によって選出し、かつ次にその推薦が秘密投票による］」がある。(46)

この政治制度の中心的要素を中心に彼の措定に沿ってわれわれは、確認してきた。最後にわれわれは、彼の補足部分へと移る。これまで「ほとんど言及されなかったし、不思議なくらいに諸部分の多様性や混合の相違は、民主制的立憲制や傾向にあり」、こうした称賛に値する相違をもたらす。防衛のために存在するものもあれば、増大［即ち征服］のためのものもあり、より平等なものもあれば、不平等なものもある。混乱的にして扇動的なものもあれば、恒常的に静穏状態にある適度なものもあるという。(47)

ハリントンによれば、共和国に本来的な動乱の扇動をもたらすことは、ローマの如く不平等であり、ローマでは元老院が民会を抑圧する。しかし共和国が完全に平等であるならば、その共和国は、あらゆる対内的解体要因を欠く如く、動乱の扇動をもたらさずかつ完全の極致に達しただろう。平等な共和国は、完全に民主制的にして適合し得る農地法によって十分に固定され、均衡に基礎づけられた統治である。この平等な共和国は、投票によって与えられた国民［市民］の自由選挙を通じてその均衡から、討議し提案する元老院、決議する代議院、及び執行する統治部の上部

構造に達する。これらの三つの統治機構ないし制度機関の各々は、公職輪番制によるとしてハリントンによって結論づけられる。[48]

かくしてわれわれは、その政治制度の主要な内容を概括し終える。最後にそれは、法と憲法条項との差違を付け加える。

(4) 法[Laws]と憲法条項[Orders]との相違

その『立法』は、この項[章]を法と憲法条項との差異を明らかにするものによってこれを補足する。まずそれは、「統治の枠組みないし統治モデルに関する如き、統治憲法は統治の法条項[orders]と呼ばれる」として説き起こされる。この立法の法条項によって[即ち、それに従って]制定されるものは「法[laws]」と呼ばれるという。君主に対して自由を侵害せぬように拘束することを引き受けること、そしてなお民主制統治に必要な憲法条項全体を導入せぬことは、率直な矛盾ないし明確な不可能なものを引き受けることとなる。国民[市民]は、真の諸原理を識別せず、最善の法条項にほぼ信頼を与えず、かつゆえに人々に自らの票決による決議をなす。というのは「憲法条項が信頼されぬところで、人々は徐々に共和制をもたらすか、或いは少しもそれをもたらさぬかのいずれかである」が故であるという。かくしてハリントンは、自らの統治の上部構造の提示を締めくくる。[49]

従ってわれわれは、ハリントンにおいて憲法に直接的にかかわるものが憲法条項であり、その下で形成されるものを法とみなすこととなる。

〈6〉人間の知恵の原理に関する聖書からの証明の可能性

この著作の第三巻の結論項［章］にハリントンは、次のような結語を与える。それは「聖書から証拠なしに善である人間の知恵の諸原理がそれにもかかわらず、例えば、聖書から証明し得ることを観察する」と題される。まず「ローマ人が聖書からの証拠によって統治したと誰が想像するのか」と問うことによって、それは説き起こされる。これに対しペテロが言う如く、人間の知恵ないし「全ての人間の命令」に「汝自身を服しめよ」として、それは、より多くローマ人の統治に関係づけることとなる。これは、ハリントンによって上記の如く、造船による比喩を使って構成される。「共和国の最も頻繁なたとえは、船である」という。しかし船が造船工の技術に従って建造されるのではなく、或いはそのコンパスに従って統治されるべきでないと誰が想像するのかと、逆の視点から問い質す。それにもかかわらず、これまでの聖書からの諸部分における人間の知恵の諸原理を証明した如く、ハリントンは「同じ権威と否定し得ぬ証拠によって次の『立法』の第二巻において、民主制統治の枠組み全体に関するそれら全体を擁護する」ことを引き受ける論理を展開する旨を伝える。

従って彼は、人間の認識の基本に戻って、その原点の聖書を通じて冷静に自らの共和制の主張を強化しようとする。(50)

（1） 政治家にしてハリントンのパトロンとしてのH・ネヴィルと、その下の学者としての前者との関係については、以下のJ・スコットによって論及される。J.Scott, 'The rapture of motion: J.Harrington's republicanism', in N.Phillipson et al. eds., *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge, 1993, p.143.

「ロータクラブ」については、以下の著作が詳しい。J.Toland, ed., *The oceana of J.Harrington and his other works*, 1737,

pp.xxviii-xxix, etc.

(2) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, Cambridge, 1977, pp.599-700, etc.

(3) J.Pocock, ed., *op.cit.*, pp.390-566, 599-700.

(4) J.Pocock, ed., *ibid.*, pp.602-3.

(5) *Ibid.*

(6) *Ibid.*, p.602.

(7) *Ibid.*, pp.602-3.

(8) *Ibid.*, p.603.

(9) *Ibid.*

(10) *Ibid.*

(11) *Ibid.*

(12) *Ibid.*

(13) *Ibid.*, pp.604-5.

(14) *Ibid.*, p.604.

(15) *Ibid.*

(16) *Ibid.*

(17) *Ibid.*

(18) *Ibid.*, pp.604-5.

(19) *Ibid.*, p.605.

(20) *Ibid.*

(21) *Ibid.*

(22) *Ibid.*
(23) *Ibid.*, pp.606-609.
(24) *Ibid.*, p.606.
(25) *Ibid.*
(26) *Ibid.*
(27) *Ibid.*, pp.606-7.
(28) *Ibid.*, p.607.
(29) *Ibid.*
(30) *Ibid.*, pp.607-8.
(31) *Ibid.*, p.608.
(32) *Ibid.*, pp.608-9.
(33) *Ibid.*, p.609.
(34) *Ibid.*, pp.609-610.
(35) *Ibid.*, pp.610-3.
(36) *Ibid.*, p.610.
(37) *Ibid.*
(38) *Ibid.*
(39) *Ibid.*, p.611.
(40) *Ibid.*
(41) *Ibid.*
(42) *Ibid.*

(43) *Ibid.*
(44) *Ibid.*, p.612.
(45) *Ibid.*
(46) *Ibid.*
(47) *Ibid.*, pp.612-3.
(48) *Ibid.*, p.613.
(49) *Ibid.*
(50) *Ibid.*, pp.613-14.

［第二項］古代イスラエル共和国及びユダヤ人の共和国の枠組み

ハリントンは、第一巻をうけ、「ヘブライ人［即ち、エヒロムとしての］共和国、或いは古代イスラエル共和国及びカバラ共和国、或いはユダヤ人の共和国を含む」と題する第二巻の問題に移ることとなる。この第二巻について省略するテキスト集もあるが、われわれは、『立法』の政治制度に関する重要部分とみなす序文を中心に概括することとする。(1)

〈1〉古代イスラエル共和国以前の共和国の存在

われわれは、この第二巻の最も重要な主張は、彼がその序文の表題の如く「古代イスラエル共和国以前に共和国が存在した」という主張である。これは、きわめて明確な仮説であり、それはハリントンが強い信念をもって説くもの

である。その冒頭では「第一原因における人間の知恵は、神が創ったものである」と説き起こす。彼は、アリストテレスと同じく、第一原因ないし第一形相といった究極の動因にして第一目的を神に置き、かつその創造者と位置づける。従って彼の基本概念である人間の知恵は、その神によってつくられたと措定する。ハリントンは、これを基礎にして、その第二原因を導き出す。彼によれば、「その第二原因における人間の知恵は、その人間自体よりも古い」という。かくしてハリントンは、「その目的や結果が新しくはない」とし、そこからイスラエル共和国以前のものを導き出そうとする。その神から命ぜられる理由は、「イスラエルがカナンにあり、或いはカナンに植民される最初の共和国」であり、かつ「最初の統治であったとみなすべき」であるが故であるという。この措定の上に彼は、「それらの諸国に関してイスラエル共和国以前に及び同時にともに存在した」と信じる形式を採用するに至る。(2)

ハリントンは、こうした信念ないし定立の下に、以下の如く、サレム、ペリシテ人、ミデアン人、及びギベオン人の政体を共和制と規定することとなる。

（二）王に元々属する「一〇分の一の献納」

ハリントンは、その同僚のネヴィルと同様に、カナン定着期をイスラエル共和国とみなす立場から、その以前から諸地域が共和制とみなすが故に、そうしたカナン地域の王に元々属するものとして「一〇分の一の献納」に言及する。彼は、その当時の状況をイメージすることから述べ始める。サレムないしエルサレムの「王にして祭司であるメルキゼデクは、アブラハムが自ら所有する全てのうちから一〇分の一の献納を支払う、そのアブラハムの時代期中に支配」したという。ハリントンは、これをスパルタ共和国の権力抑制的な二人国王統治（及び他の主要機関、例えば両院

制機関などの存在の仮定）と類似するものと見なそうとする。周知のごとく、このイスラエル共和国期以前にしてレビ人の設定であるその一〇分の一の献納は、聖職者には属さず、「王や国」に属していたと述べる。従って後の王の記述におけるサムエルは、自らが彼らの財のうちの一〇分の一の献納をとるとその民に教えるものであるという。かくして信仰の父にして原始共産制的で平等な生活の象徴的人物とみなされる、アブラハムは、そのメルキゼデクに一〇分の一の献納を支払うとき、その君主として彼を認めることとなる。ハリントンはかくして、こうしたアブラハムの承認を得た君主ないし王がスパルタ共和国の二人の国王的立場［及びその他の主要機関の想定］と共通するものとして論及しようとする。[3]

㈡　サレムの共和国

まずハリントンは、エルサレムであるサレム、或いはそのカナンをイスラエル共和国（カナン定着期）以前の共和国とみなそうとしている。「しかしアブラハムは、剣の権利をもったし、自らの随意でソドムの王の如く、王と戦争を戦った。ゆえにこうしたカナンは、当時のドイツの方式に大いに従うためその時代には共和国のように思える」と強引に想定し得る解釈を示す。[4]

㈢　ペリシテ人の共和国

そのイスラエル共和国以前ないしそれと同時期におけるペリシテ人の地域を共和制と解釈する。即ち、「ペリシテ人の五人領主（多分五人の護民官）は、必然的に貴族制（少なくとも一機関ないし共和制に加わる族長からなる）であったに

は、それが君主制でないという意味で、共和制とみなす。ハリントンによれば、それは、ヴェネツィアを想起させ、「その初期のころには貴族下ないし護民官下」にあったからであるという。[5] ここでは彼は、違いない」という。

(四) ミデアン人の共和国

ハリントンは、そのイスラエル共和国以前の共和制の存在としてミデアン人達のものを、それと解釈する。彼によれば、前述の如く、彼らは、スパルタ共和国の祭司にして国王である二人による統治事例と軌を一にするものであり、「ミデアン人の王にして祭司であるエテロの統治がメルキゼデクの統治、或いは祭司でもあるスパルタの国王統治と類似する性質をもつことは、疑われぬ」と解釈する。[6]

(五) ギベオン人の共和国

『立法』によれば、このハリントンのいうイスラエル共和国以前にあったと説く最後の共和国は、ギベオン人のそれである。それは、共和制統治が民の支持を失うといけないがゆえに、ヨシュアのところに来るギベオン人の大使がかくして次のように言うこととなる。即ち、「われわれの長老達［われわれの元老院〈上院〉］及び我が国の住民全て（或いは同じものの民会［popular assembly］）は、次のようにわれわれに話した。即ち、彼らの所に行き彼らに会いなさい。そうして彼らに、われわれがあなた方の使用人であると言いなさい。従って今あなた方にわれわれと協定を結ぼうと、言いなさい」（『ヨシュア記』9:11）。[7]

周知の如くこれは、ハリントンによる旧約聖書の言葉による論拠であるが、彼にとって極めて重要なそれとなる。

この序文は、「外国の民と協定を結ぶことは、主権権力を明示する。この協定が元老院と民会によって締結されたことは、ギベオン人が民主［共和］制であったことを明示する」として最後の事例を確認することとなる。(8)ハリントンによるこの主張は、かくしてこのような共和制が「イスラエル共和国以前に存在した」として結ばれる。彼は、その持論を設定した後に、イスラエルが共和制であるか否かに関して、次章において自らそれを試す以外にないという。(9)いずれにせよ、われわれは、この第二巻のそれを詳細に論及する紙幅を欠くが故に、この結論章に言及した後に第三巻と取り組まざるを得なかろう。

〈2〉聖書の証明なくして適合する、人間の知恵の原理に基づく統治及びその立法の技術

『立法』は、この第二の結論章を「神もキリストも、或いはその使徒達も、人間の知恵のみの原理以外の他の原理に基づいていかなる教会的であれ市民的であれ、統治も決して設立しなかった」という表題をつける。(10)われわれは、これを「人間の知恵の原理に基づく統治」として換言し、かつ以下のような四つにわたって要点を示し、その結論に代えることとなる。

㈠ 第二巻「人間の知恵の原理に基づく統治及びその立法の技術」の使用

ハリントンは、この「第二巻の使用を要約」すると説き起こす。即ち、ギリシャ・ローマの話の筋がかかわる、よき統治理念ないし観念をもたぬ人は、正しくそれらを理解し得ぬという。これは、彼の基本的な立脚点に関するものであり、自らの「古代の知恵」［法の支配］として論じられるものに関連し、かつ大いに繰り返される方法論上の事

項を確認するものである。彼は、その論拠としてそれらが「確かである」が故であるという。同様なことは、聖書のそれについても言えることとなる。特にこの『立法』の第二巻が後者に光をあてるためであるという。さらにハリントンがここで大学とのかかわりに言及するところにおいて彼は、ネヴィルとの相違を示す。というのは両者とも学位を取得せずにオックスフォードを中退しているが、後者においてほとんど多く言及されぬからである。ここにおいて両者の性格の相違［学者と政治家］も示されよう。「再度たまたま聖書を読む有能な人々が同様な判断をもつ機会があれば、それは、得られた学識議論であり、大学で得られた学識手段によった(11)」と彼は、記しているからである。

(二) 第二巻［人間の知恵の原理に基づく統治及びその立法の技術］の現在［当時］の使用

彼は、次の要点としてこの論述時点の共和国名によって以下のことを「考察する」［仮説化であるが、より具体的に説明する］と宣する。それは、ギベオンの如くイスラエル共和国以前に「元老院と民会によって主権権力を行使する共和国ないし統治」が存在した場合、「異教徒のエテロの助言後にモーセによって設立されたイスラエルの下位の法や裁判所が、ミデアンの統治の如く異教徒であるもう一つの統治から編成された」とすれば、キリストの一二人の使徒と七〇人の弟子におけるキリストによって導入された教会秩序類型（即ち、諸部族の一二人の族長達と彼の七〇人の長老達におけるもの）に従ったならば、「その使徒達によって導入された三つの異なる聖職の任職方式〈一〉即ち、マッティアの聖職の任職の如く、イスラエルの投票に従うもう一人、〈二〉即ち、テモテの任職の如き、ユダヤのサンヘドリン［議会］ないしユダヤ教の教会堂方式に正確に従う一人、及び〈三〉即ち、執事の任職の如く、これらの二つからなる第三の人である）が存在したならば、神もキリストも使徒達も、人間の知恵からのみの原理以外の原理に教会制度的統治にも市民統治に

も、いつも設立しなかった、全体的にして否定し得ぬ結果[12]」であっただろうという。

㈢ この［人間の知恵の原理に基づく統治及びその立法の技術］使用の結果

この結論章の第三の要点は、こうした共和国仮説の実際の結果と題される。それは、この冒頭で「人間の知恵が正しく心に留められたところで、そこに植え付けられた宗教や統治の真理がひとたび植えつけられた如き結果の遵守は、根付きかつ成功した」と説き起こす。ハリントンによれば、この逆のケースの場合にその状況におけるものを当て嵌め、それを示そうと試みる。そこでは「その宗教ないし口実がそれをすっかり信じ込まされたし、その国［the state］は、真理の言葉によっていつも汚名が着せられた偽善的なパリサイ人達において示された如く、詐欺者にして偽預言者の餌食であった」という。『立法』のこの巻は、かくして次のように締めくくられる。ここでは自らの「人間の知恵」原理に基づく統治原理に従えば、「力をそれ自体でそれほど［極度に］高めさせなくしよう。そうすれば、統治は、理性［神が創造したもの］（この部分において彼の確かな権利は、彼自身によって否定し得ぬくらいに叫ばれかつ主張される）は、神に抗して枠づけられた、いかなる武器も成功しなかろう[13]」と。

㈣ 補足［第三巻への移行］

ハリントンは、この結論章における補足の文章を次のように付け加える。「人間の知恵の原理とその原理における立法の技術は、第一巻で示され、かつ本巻で聖書の全経路を通じて擁護されたがゆえに、次の第三巻に至ることによってかくして示された技術、そして擁護された原理に従って枠づけられた統治モデルを示す」と。本巻においてハ

リントンによれば、自らの原理が聖書の全コースを通じて容認されたとみなし、次の第三巻への統治モデルに関するものに移ると告げることとなったという[14]。

この『立法』の第二巻の末尾で括弧つきの注釈がつけられる。われわれにとって、これもその論理を明確にする部分であるが故に、確認することとしたい。それは、「マントン氏は、モーセによって設立された統治が国王、貴族及び庶民からなったことを説明するために、彼らの断食におけるその説教によって、議会［parliament］における騎士、市民、及び都市民に対する自らの引き受けを通じて、彼らによって彼は、本巻を論駁するように強いられるとみなし得る[15]」というものであり、彼の簡潔な共和制観の一端を示している。

(1) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, pp.615-653.
(2) J.Pocock, ed., *op.cit.*, p.616.
(3) *Ibid.*, pp.616-7.
(4) *Ibid.*, pp.616-7.
(5) *Ibid.*
(6) *Ibid.*
(7) *Ibid.*
(8) *Ibid.*
(9) *Ibid.*
(10) *Ibid.*, pp.652-3.
(11) *Ibid.*, p.652.

(12) *Ibid.*
(13) *Ibid.*, p.653.
(14) *Ibid.*
(15) *Ibid.*

[第三項] イギリス国家の当時の財産の均衡ないし状態に適合された民主制的統治モデル

〈1〉民主制統治モデルの概念的提案

『立法』第三巻の表紙には、「前述の技術に従って実行可能的に提案され、聖書によって確認され、かつイギリスにおける財産の均衡ないし状態に従う、民主制的統治モデルを含む第三巻」という題がある。われわれが辿ってきた前の二巻について、この前半の言葉がそれを示し、ここでの後半の表現が第三巻を示している。本項ではこの序文からその順序に沿って論及する。最初にわれわれは、その序文から分析することとする。これは、「概念的に提案された民主制統治モデルを含む」と名付けられる。[1]

ハリントンはまず、政治を比喩的な視点から論を開始する。彼は、解剖学を例にして政治の統治モデルを合理論的に特徴づけようとする。彼によれば解剖学は、必ずしも容易に理解し得るものではない側面をもつという。即ち、「人体のきわめて素晴らしい構成、称賛に値する構造、及び諸々の諸部分の偉大なる多様性に関して解剖学者達の言説は、概して熟知しており、そうしたものが、如何なる者によっても理解されぬと私が言い得るほどきわめて少数の者によってしか理解されぬ」という。ハリントンによれば、確かに統治モデルの受容（それは、何らの効果もないに違

いないか、或いは秩序立った共和国のいかなる機能にも必要であるかのいずれかである）は、政治解剖であるという。ここでは彼は、必ずしも解剖学によって統治モデルを説明しようとするのではなく、一般人にはわからぬことでも、優れた解剖学者であれば明瞭に理解し得るものとして使おうとする。ここでの主題は、レヴェラーズらの『国民協約』における「アナーキー的性格」であり、その欠点を指摘するために、そうした優れた解剖学者［ハリントン自身は、統治のそれと自負する立場にある］であるならば、それがわかる者として例示しようとする。(2)

（二）レヴェラーズのアナーキー性と共和国論

ハリントンは、この国民協約（*The Agreement of the People*）における主要な問題点が「四〇〇人（或いはそれを上回らぬ）からなる国民代表が存在すべきである如き提案からなるという。これは、『国民協約』［以下『協約』と略記する］」と呼ばれるものであるという。われわれは、彼らとハリントンとの共通項が民主制的立場（多数の市民が最高意思決定者であるもの）に立脚する点にあるとみなす。両者は、ある意味では「幻想論」としてホッブズによって批判される側面（民衆への楽観主義）をともにもつが故に、前者は別な視点から後者との違いを強調することとならざるを得ない。われわれは、こうした視点からこの論点について確認することとなる。(3)

この点についてハリントンによれば、全く逆な陣営にその仕切りを置き、それは、「五〇万人ないしそれ以上の人々が四〇〇人によって代表し得ると想定された最初の事例であった」と『協約』を非難し始める。現代のわれわれは、それ自体の数字についてミクロコズム的代表観問題とみなし、われわれの主人公にとっても大きな問題とみなされる。とはいえわれわれは、この問題が、その全体においてアナーキー的性格をもつということにはそれなりの妥当

性をもつものと想定する。こうして本項は、『協約』全体の批判形式によって捉える立場を採用する。[4]

『立法』によれば、一人における国民代表は、君主制をもたらし、少数における国民代表は、寡頭制をもたらすなどといった数による政体分類的原則から切り出す。従って両者が共通する「多数における国民代表は、その数や性質の範囲内で国民全体の利益を含み得る如く極めて数多く、かつ極めて要件が備えられるもののみの自由な状態において他の方法では代表し得ぬ」というものである。これは、逆にその多数者支配論の楽観論なり、理想論的視点で提起する。しかしここでの論理は、その直接民主政的な正統性事項として立論している。従ってそれが論理上、アナーキーないし矛盾という意となろう。[5]

さらに彼によれば、その統治政体は、その性質上民主制的であるけれども、崖の上に設定されるべきでなく「安定していないがゆえに」、四〇〇人のみからなる代議院は、固定されるべき武器ではないけれども、なお君主制へと脇にそれ始めがちなように、「幾分壊れた船首をもつ」とみなされる。数的な不足は、その任期期間の短さによって和らげられるが、「この代議院は、二年任期であり、八カ月以上は開催されぬ」［第二次国民協約］とも規定されることが問題視される。ここでようやくハリントンは、その『協約』の楽観的過ぎる機構事項に入る。彼によれば、「共和国における最高評議会は、根本から抵抗しえぬ力へと向けられる憲法条項による以外に集められず、解散されず、述べられた法条項（orders）によって、かつ一本の歯ないし爪が他のものによって追放される如くと判断されれば、この二年毎の評議会が恒常的な評議会でないとどのように条件づけられるのか」と逆に問い質される。即ち、彼は、それらの条文間の矛盾を批判する。彼はそれを、特に最高議会が常設機関としての要素が薄いとみなす。さらに以下の如くハリントンは、その『協約』における問題点を畳みかけて問い質すこととなる。議会の全体的除去よりも共和国

での危険が多いわけではないが、「これらの諸問題の扱いに十分に経験を積んだ人々であるとどのように規定するのか」とその任期における議員の訓練期間の短さを批判する。最後に主権権力の解体が死であるが、これらは「誰に八カ月後にその共和国に残すのか」と突く。これらは、ハリントンが自らの憲法構想との関連で扱う技術的側面ともかかわるものもあり、最高機関の常設性の妥当性を有する問い質しとなっている。さらにこの共和主義者は、その問いに続き、次のような彼らの規定を標的にする。即ち、「次期代議院会合後の一〇日までに継続するその最初の会合後二〇日以内に、各新代議院で選出される国策評議会が存在することとする」というものである。これに対して彼は、その『協約』の前条項で観察された諸欠陥は、この「評議会がより少数者からなるのと同様に（古きよき大義といった「国策評議会」と同じく）不適切である」とし、これも寡頭制として批判することとなり、ミクロコズム的代表観的立場からの批判となっている。さらに寡頭制的として批判するのは、「これらの代議院は、或る条項で国民が武力によって彼らに抵抗し得ること以外に、主権力をもつ」規定であり、これこそハリントンの現実主義的側面からの抵抗権批判である。これによって彼がその『協約』に対する結論として「全くの矛盾」にして「アナーキーである」という表現がその頂点に達することとなる⑹。

このハリントンの表現は、その『協約』に対する現実主義的批判の典型である。さらに彼はその批判を続け、「主権権力が君主制自体における如く全体的でも絶対的でもないところで」如何なる統治もあり得ぬとまで言うことによって、一刀両断にせしめる。それに続く表現は、彼とレヴェラーズとの決定的相違としてよく引用されるものである⑺。われわれも、それを引用し、かつ確認してみよう。

共和国の大義は「主権権力の制限ではなく、次のような法条項［法制度］［orders］の均衡ないし平衡なのである。

即ち、統治を犯したり或いは乱したりする、権力をもち得る（利害をもつ）人々の数ではあり得ず、かつ（そうする利害をもち得る）権力をもつ人々の数ではあり得ないのは「法条項［法制度］の均衡ないし平衡なのであると」[8]」。

ここにこそハリントンの成文憲法的立憲主義思想の真骨頂がある。即ち、彼は、近代の主権論者である点が、主権が絶対的であるがゆえに、かつそれを制限する『協約』は、その要件を満たさず、かつその事項についてこそ条文［ないし法制度］の中で調整ないし均衡を図らねばならぬというものである。さらにハリントンが、平和と持続可能な安定を目的とするため、抵抗権なり革命権なりの武装的手段による変革を主張していないがゆえに、われわれは、彼がその思想ないし権利を過剰に強調するレヴェラーズに疑念を示しているとみなす[9]。

続くハリントンによる論点は、レヴェラーズの宗教的部分における国教や良心の自由の提案についてである。これ自体についてわれわれは、彼が主張しているがゆえに問題視する必要はないとみなす。彼が彼らを問題視するのは、続く軍事的部分に関するものである。それは、「如何なる人も侵略時でさえ、もし自らが他人を勧めて自分の部屋において仕えさせるならば、自らが生活する地方［県［ないし州］］を出ることを強いることができない[10]」という規定である。

この規定に対して彼は、自ら軍事的問題に関して、その主著において自信をもつがゆえに、ここにおいてその楽観主義に批判の目を向ける。これは、「傭兵軍でさえこうした自由のために適合的護衛を共和国に明らかに伴う」とし、『協約』がその実際性を無視するものとみなす。その理由としてハリントンは、この種のことは、「万人によってなし得、かつなされることである」からであり、それを憲法条文に規定するに及ばず、過剰な大衆迎合主義と批判するものである。さらにこの大衆迎合主義は、民衆の反乱の意図も膨らませる側面もあり、厳にいましめねばならぬと警告

する。(11)

前記の如くわれわれは、ハリントンが、多数者が最終決定権をもつという意味での民主制ないし共和制を主張するともみなした。従ってここでも本項は、そうした統治モデルを前提としてこの大衆の問題と取り組まなければならぬ。従ってわれわれは、ここでのレヴェラーズ批判もその文脈で捉えることとする。それは、後者における一院制的議会の主張にかかわる。これもある意味ではレヴェラーズの理想主義を示すものである。しかしながら、ハリントンによる厳格な両院制議会構想とは対立する。この視点からわれわれは、彼の論述と取り組むこととなる。(12)

ハリントンによれば、「単一評議会［single council］が次のような民会［代議院］［popular council］」と呼び得るかどうかである。即ち、それは「四〇〇人からなり、実のところ、討議も結果も与えられ、そのドアの鍵は野心的な人々に与えられるものである。さらにそれは、その選挙の殺到と混合の中で国民［市民］が混乱的なほどに、不注意にしてよき法条項［法制度］の欠如を通じて容易に惑わされるものである。それは、聖職者［民主制的勢力の敵とみなされる］がそこにいる一方で、あたかもブドウ畑にいた如く、群衆の近くにおり、かつ汗をかくものである。それは、法廷の法律家達が国民［市民］に抗して利益の至近距離で羽飾りを付けかつ急な矢のごとく狙いが定められることによって、群がり得、かつ群がる(13)」ものである。

こうして彼は、その一院制議会に対して強い不信感を抱き、自らの両院制を主張し、両院間における均衡に信頼を置くのである。既述の如く彼は、上院と下院を構成する人々において各議院が徹底した知性［上院］と決断力［下院］を別々にもつものと解し、それらの長所の均衡を図ろうとする。従って全ての討議と決議を一般の市民にもたせるものは危険［民衆の専制］であると想定するものである。彼は、平和と持続的安定を第一義的に目指すが故に、

自らの両院制を主張する。逆に彼らの一院制は、自らの均衡論を危うくするものとして彼によって批判される。従ってそれは、階級的均衡を図る「イギリス議会［parliaments］が、たんなる民会［popular assemblies］と異なる」ものであるからである。われわれは、彼の両院制に関して必ずしも完璧なものと言えぬ（騎士の自然的優秀性を強調するがゆえに）が、彼の憲法構想からすれば、一院制が大きな欠陥を含むとみなすこととなろう。(14)

こうした立場からハリントンは、自らの批判理由を述べ続ける。彼によれば、これは、サイの投擲に自由の状態全体を置き得るが、しばしば或いはその長い投擲における共和国にとって奇妙ではあるが、問題としないという。しかし問題なのは、こうした民会にあり得る傾向ないし性質の手続きを通じてではなく、歪み得る如き結論の無力を通じてであり、かつ対外的な力ないし財産状態が直ぐに導入されることである。従ってこうした民会ないし代議院が迷うこととなるけれども、全くの民主制的基礎の上に建てられる、そうした自然的にして適切な統治状態でのみを除き、決していかなる休息も解決も見出せぬと彼は、批判する。他の全ての手続き方式は、その基礎に対する上部構造の矛盾に必然的に罪があるとして無効とならねばならなくなるという。ハリントンによれば、こうしたものは、正直な人々を落胆せしめ、そうした結果として起こる議事に巻き込み、或いは遅らせることでしか伴わぬことによってしまうのである。イギリスは、最高評議会［議会］が君主制となるように構成し得る。しかしそれは、共和国のみからなることであるが故に、他の恒常的形態を遂行し得ぬためであると説かれる。(15)

かくして『立法』によれば、『協約』の枠組みにおける矛盾的説論や疑問の頻繁な高まりが起こるという。続いて彼は、レヴェラーズに以下の如く疑問を畳みかける。即ち、人は、どのようにして共和国をもつべきであるのか。共和国が到来するのにいずれの道があるのか。人はどのように共和国を失敗させるものなのか。共和国とならぬどんな

可能性があるのか。[16]

こうしてハリントンは、問題を提示した後に、それらに応える方式をレヴェラーズの立場と絡めて採用する。それに応える人があるならば、その人はかくして、「如何なる軍隊によっても常に共和国など設立できぬ」と答えるという。これは彼の基本原理に沿うものであり、力は正義を生まぬという原則（当時の格言のうちの一つ）に基づくものであり、それによって必然的に共和国も設立すべきでないという回答となる。彼によれば、それとは逆に共和国建設の設立者達によってそうした手段によらぬ、馴染みの事例を列挙する。その例外としてハリントンは、上記のオスマントルコ事例を導入することとなる。[17]

彼は、これに対して自らのイギリス事例に言及する。それは、持論による財産との関係で共和国の設立事項を絡めるものである。ハリントンによれば、イギリスの将校は、自らの土地保有地で編隊を徴兵することを可能にする、貴族の土地財産をもたないのである。この場合には、彼らは、自らの民衆に対して手取りの金額によって耕させたり或いは収穫を得させることとなろう。将校達は、君主に全体的に従属するほどまでには彼らの生活に関してないわけではないのである。とはいえ将校達は、自らとその相続者達に対しては永続的に誠実な民主制的性格をもつという。さて将校の財産がこの種のものであったところの軍隊は、いかなる理由であれ、君主制を設立せず、今まででも設立などしなかったことについて彼もレヴェラーズも一致する。とはいえ彼らの報酬は、彼らの土地財産よりもかなり多いという。彼らにとって議会が支払わなければならぬがゆえに、共和国にはきわめて多くなければならないのである。このことは、彼らが議会の報酬が君主の報酬よりも遥かに多いという経験からの理由である。ハリントンの立場から判断すれば、次のような論理となる。即ち、「君主制的傾向をもち、或いは聖職者と法律家といった、民主制的権力

と相容れぬ敵の利益管理を行う四〇〇人は、服従のためよりもむしろ君主の命令ないし支持のために軍に支払うのである。このことは、以前に認められた如く、手短に真であり得るが、結局のところ、或いは長期的には言及された理由のゆえに、何らの効果もないのである」[18]。

ここでは彼はまず、一院制的な四〇〇人という『協約』の最高決定機関を標的にする。それは彼が民主制と相容れぬ存在とみなす聖職者や法律家が優位するものの利益管理を行うことになるからであるという。こうしたものは性質上、君主の命令ないし支持のために軍に支払う性格であったはずのものであるという。それは、長期的視点から、何ら軍という力が正義を生まぬという原則に沿わぬこととなるからであると結論づけられる。ハリントンに言わせれば、こうした君主制擁護論と共和国論が混同されるものであり、『協約』は、それらの原理を明確にして主張すべきであるというものである[19]。

(二) 共和国統治の概念モデルの提案

ハリントンは、その議論から本来の共和国モデルへと論を進める。彼によれば、君主制から共和国への移行は必然的であるという立場をとる。従って彼は、その理想的国家論を構想することが肝要であると説く。その共和国モデルの枠組みには次の二つがあり、或いはそれは提案が可能であるという。そのうちの一つは、「共和国の概念枠組み」であり、容易に理解可能であるが、実行するには困難を伴うという。もう一つは逆に、「実行可能な」枠組みであり、実際の使用には容易であるが、理解するには困難を伴うという。これらの方法のうちの一方が靴というものに対する「靴べラ」(履くことを容易にする調整機能を含意「ソフト面」)に相当し、もう一方が、「靴」(ハード面)そのものに相当

する含意について述べる。[20]

まず「概念的モデル」からそれを以下の六項目にわたって確認する［それらの主要部は、彼の主著で規定されているが、ここでのそれは、より整理されているが故に示すこととする］。

〈1〉土着の共和国の領土は、五〇部族［州］ないし区域に、あり得る便宜によると同様にかくして分割される。

〈2〉各部族の国民［市民］(the people) がまずその年齢によって、次に彼らの財産価値によって区別される。例えば、一八歳以上で三〇歳以下の人々全ては青年とみなされ、土地、財、或いは貨幣で、一年に一〇〇ポンド以下の収入をえるものは、歩兵とみなされる。しかし彼らは数的に多い。しかしそれ以上の収入をもつ者全ては、騎兵とみなされる。

〈3〉各部族は、その数の騎兵から騎士になる二人の都市民をかつ［プラス］同じものの［騎兵］の三人の高年者を、そして彼らの数の歩兵から四人以上の高年者が代表ないし都市民として選出される。そうして選出された各騎士と都市民代表任期が三年とし、かつこれらの資格をもつ者のうちの各人において三年任期で仕える者が誰であれ、三年任期の休暇が切れるまで同じものの如何なる者も再選できぬ。

〈4〉共和国の第一年に一〇〇人の任期が毎年終了し得る、三〇〇人の騎士（定員）からなる元老院［上院］が存在する。各部族で二人によって毎年選出された一〇〇人の騎士が彼ら（その任期はかくして毎年選出されることとなる）から元老院（上院）において地位を占める。

〈5〉共和国の第一年で一〇五〇人の代表（定員）からなる国民［市民］代表［代議院〈下院〉］が存在する。そのうちの四五〇人が騎兵となる。残りは歩兵である。この代表は、歩兵の二〇〇人及び騎兵の一五〇人の任期が毎年終

了するように構成される。各部族の四人の歩兵と三人の騎兵によって毎年選出される、こうした二〇〇人の歩兵と一五〇人の騎兵が彼ら（その任期がかくして毎年終えられるようになる）のこの代表の地位を占める。

〈6〉元老院［上院］が討議の権威全体をもち、代議院が元老院によって討議されたものが何であれ、彼らの権威によって公布され（即ち、六週間で印刷され公表される）、かつ後に代議院へと元老院によって提案されることで前者が同じものによって決議され、国王（一人の主権者）となるような方法で結果の権限をもつ。[21]

ハリントンによれば、これらがその共和国の統治モデルの概念的枠組み全体における内容であるという。[22]

（三）共和国統治の実際的枠組みの提案

『立法』によれば、もう一つの共和国の枠組みに関する実行可能な方式が述べられる。統治モデルというものは、それが実行可能的に与えられなければ、役立たぬという。これは、ハリントンの憲法思想の現実的側面である。実行可能的モデルを与えることは、人々は、それが実行可能的でないことが、このことについて言えば「(人々が自分自身の身体の解剖に通じていないように) 通じていない程に、きわめて困難である。ここにその困難の全体がある」[23]という。

前述の如くハリントンは、数少ない解剖学者だけがその実行可能性を理解できるという。彼によれば、自らのような少数の統治の解剖学者（専門家）しかその統治モデルの実行可能性を知らぬが故に、一般の人々には理解が困難とみなすこととなる。従って統治の解剖学者と自認する彼は、そうした実行可能性が困難なことでもそれを実行可能なように試みることによって、それを可能としなければならぬと説く。彼によれば、極めて困難な統治モデルの実行をこの当時の機会を除けばなおさら困難になるが故に、自らがその統治モデルを実行可能とせしめるために次のように

試みることとなる。[24]

『立法』によれば、ハリントンは、次の二つのことをなすという。即ち、第一にその「投票（規定）を省略することであり、次に彼の前の方式に変更を加える」ことである。まず彼は、この投票を「共和国記述に織り込んだ彼らは、かくすることによってこの同じことに同じ欠陥をもつ如くに」、その読者における理解に関することを除いて置き、それ自体でより完全とせしめたのである。ハリントンは、こうした投票に関する理解に無理のある煩雑さをとりあえず除くことによって、その統治モデルの実行可能性をより高めようと試みる。それ故に彼は、この共和国の統治モデルの「法条項［ないし法制度］を通じて、先ほど省略した投票の使用の説明を前提として、それを実行可能的に関係づけよう」と試みるという。そこではこの投票の使用は、文章では説明が困難な側面をもつが、じっくりと分かりやすく説明すれば、その理解が容易となるとし、ハリントンの統治モデルを人々に容易に説明する方式によって、その全体を提案することと同じ理解が得られるし、「最も自然的にして理解可能なことである」と説くのである。こうすることによってハリントンは、この明確な統治モデルの市民部・宗教部・軍事部・及び属州部を提案することが可能であると説く。[25]

（1） J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, pp.655-700.
（2） J.Pocock, ed., *op.cit.*, p.656.
（3） *Ibid.*, pp.656-7.
（4） *Ibid.*, p.657.

(5) *Ibid.*
(6) *Ibid.*
(7) *Ibid.*, pp.657-8.
(8) *Ibid.*, p.658.
(9) *Ibid.*
(10) *Ibid.*
(11) *Ibid.*
(12) *Ibid.*
(13) *Ibid.*, p.660.
(14) *Ibid.*
(15) *Ibid.*
(16) *Ibid.*, pp.660-1.
(17) *Ibid.*, p.661.
(18) *Ibid.*
(19) *Ibid.*
(20) *Ibid.*
(21) *Ibid.*, pp.661-2.
(22) *Ibid.*, p.662.
(23) *Ibid.*
(24) *Ibid.*
(25) *Ibid.*, pp.662-3.

第三節　結論

本稿は、ハリントンの著作歴において後期に属する『立法』を概括することを目指すものである。その目的の下にわれわれは、上記の如きその結果［本論は、かなり細かく項目化し、かつ論点を明確にした］を得た。[1]従ってわれわれは、本節において、本論の若干の確認及び補足をなすこととなる。

まずわれわれは、ハリントンがその表題に示した「立法の技術」の定義を確認する必要がある。というのは彼は、その包括的な概念のもとで「立法の技術」を表現したからである。即ち、彼によれば、「真なる立法の技術は、最高の法ないし国民に安全を与えることであり、国民から選出されるものの責務である」と主張する。これは、純粋に自然的にして暴力を除去する必要がある、「共和国の均衡ないし基礎」と一致するようなものであり、これに「必要な上部構造を樹立することからなる」[2]ものである。ハリントンは、こうした立法の技術概念の下で自らの広範な立法思想を明確にしようと努めてきた。

われわれは、引き続き本稿の冒頭事項を確認するとしよう。われわれは、前出のポーコックが適切に述べる如く、ハリントンが自らの主著から数年後の『立法』において、その「明晰性などにおいて格段に進歩」[3]を遂げた時期のものとして理解する。本稿は、こうした視点からその大部な『立法』が「野心的」であることを認めることとなる。とはいえそのポーコックが述べる如く、この著作に主著以上に独創的なものを望むことには無理がある。従ってわれわれは、立法思想についてその著作の体系的精緻化においてハリントンの長所を見出すことが可能とみなすものである。

この著作の背景は、当時の共和制統治が市民の自由と権利の実現を目指すハリントンの理想とは異なり、混迷をきわめる時期に書かれたことにある。しかしそれとは逆に、この著作の執筆時期は、ハリントンがネヴィルらとともにその共和主義運動を最も積極的に展開した時期でもあった。この『立法』は、こうした時代背景の下で書かれたものと判断できる。こうした意味でこの著作は、表現上も理論上も体系的成熟期のものと位置付けられる。さらにこの著作は、ポーコックも指摘するように、特にその第二巻［民のカナン定着期のイスラエル共和国も、かつその以前の諸地域においても共和国であったという信念など］が「自らの立場の包括的な意見」の主張でもあった。(4) ゆえにわれわれは、それを中心に総括した。

紙幅の都合上、最後になってしまったが、この著作における重要な論点のうちの一つは、イギリス革命期（ないし内戦と空位期を含む）におけるハリントンとその急進主義者達との関連問題である。例えば、それはこの『立法』の第三巻によって論証したように、ハリントンが自らの立場と共通点をもつレヴェラーズらの『協約』との関連事項である。確かにわれわれは、当時の民主制的主張において両者が類似するが、前者がより現実主義的側面を多く有し、後者が理想主義的ないし楽観主義的過ぎることを強調した。(5) しかしこの著作に関して言えば、本稿は、両者が両極端であるとばかり言えぬ側面を示してきたことも確認しておこう。

（1） J.Toland, ed., *The oceana of James Harrington and his other works*, 1737, pp.383-469.
（2） J.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.603.
（3） J.Pocock, ed., *op.cit.*, p.101.

（4）*Ibid.*, p.104.

（5）例えば、拙稿「ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）に関する一考察」（『政経研究』二〇一二年）など。なおハリントンとレヴェラーズらを「急進主義」思想範疇に包摂しようとするものは、以下の文献である。G.Burgess et al. eds., *English Radicalism, 1550-1850*, Cambridge, 2007.